

本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組む小売店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」（以下「協力店」という。）と認定し、広く周知することにより、市民、事業者及び行政が相互に協力し、循環型社会の形成に向けたごみ減量化・資源化の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 協力店として認定を受けることができる小売店舗は、次に掲げる取組のうち2つ以上を実施している市内の小売店舗とする。

- (1) 資源化可能なものを店頭回収していること。
- (2) 買物袋持参を奨励し、レジ袋の削減に努めていること。
- (3) 商品の簡易包装に努めていること。
- (4) 再生商品や環境に配慮した商品を販売していること。
- (5) 店舗から出るごみの減量化・資源化に努めていること。

(認定申請)

第3条 協力店の認定を受けようとする小売店舗は、本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定（更新）申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力店と認定し、本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び表示板を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(認定の変更及び更新)

第6条 認定を受けた小売店舗（以下「認定店」という。）は、取組等に変更が生じたときは、速やかに本庄市ごみ減量・リサイクル協力店変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 認定店は、有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、有効期間の満了する30日前までに、本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定（更新）申請書を提出しなければならない。

(認定店の協力)

第7条 認定店は、表示板を店頭などの来客に見えやすい場所に掲示するとともに、認定を受けた取組以外についても積極的に取り組み、ごみの減量化・資源化の推進に努めるものとする。

(調査及び報告)

第8条 市長は、必要に応じて認定店のごみの減量化・資源化に関する活動を調査し、又は報告を求めることができる。

(認定の取消)

第9条 市長は、認定店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定条件となった取組を実施していないと認めるとき。

(2) 本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定辞退届出書(様式4号)による認定辞退の申出があったとき。

(3) 廃業を確認したとき。

(4) その他認定店として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定店の認定を取り消したときは、本庄市ごみ減量・リサイクル協力店認定取消通知書(様式第5号)により当該店舗に通知する。

(認定証等の返還)

第10条 第5条で定める有効期間が経過した後再認定を受けない小売店舗及び第9条の規定により認定を取り消された小売店舗は、認定証及び表示板を速やかに市長に返還しなければならない。

(制度の周知)

第11条 市長は、認定店の取組及び利用について広く周知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。